

議案第 15 号

橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 26 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市営住宅設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第210号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表の下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(入居者資格) 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第13条において同じ。)があること。ただし、老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(以下「特例単身者」という。)として次項に定める者にあつては、この限りでない。 (4) その者の収入が、ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えること。 ア 入居者が身体障がい者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして第5項に定める場合 214,000円</p> <p>イ 公営住宅が法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかにか該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円</p>	<p>(入居者資格) 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第13条において同じ。)があること。ただし、老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者にあつては、この限りでない。 (4) その者の収入が、ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えること。 ア 入居者が身体障がい者である場合その他の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令(平成23年政令第424号)第1条の規定による改正前の公営住宅法施行令(以下この号において「旧政令」という。)第6条第4項で定める場合 旧政令第6条第5項第1号に規定する金額 イ 公営住宅が法第8条第1項若しくは第3項又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るものである場合 旧政令第6条第5項第2号に規定する金額</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 旧政令第6条第5項第3号に規定する金額</p>

(5)・(6) 略

2 前項に規定する特例単身者は、次の各号のいずれかにかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1)～(8) 略

3・4 略

5 第1項第4号アに規定する身体障がい者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものは、次の各号のいずれかにかに該当する場合とする。

- (1) 入居者又は同居者に第2項各号(第1号、第5号及び第8号を除く。)のいずれかにかに該当する者がある場合
- (2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
- (3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(入居資格の特例)

第7条 略

2 前条第1項第4号イに掲げる公営住宅の入居者は、同項各号(特例単身者にあつては、第3号を除く。)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害発生により住宅を失った者でなければならぬ。

(改良住宅への入居等)

第11条 改良住宅への入居については、第4条から前条までの規定にかかわらず、改良住宅等管理要領(昭和54年5月11日付け建設省住整発第6号)第11第2項及び次項に定めるところによる。

2 改良住宅等管理要領第11第2項第2号の規定により住宅に困窮すると認められる者を改良住宅に入居させる場合における入居者の資格、選考方法等については、第4条から前条までの規定を準用する。この場合において、第6条第1項第4号中「イ又はウ」とあるのは「又はウ」と、同号ウ中「ア及びイ」とあるのは「ア」と読み替えるものとする。

(5)・(6) 略

2 前項に規定する老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかにかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1)～(8) 略

3・4 略

(入居資格の特例)

第7条 略

(改良住宅への入居等)

第11条 改良住宅への入居については、第4条から前条までの規定にかかわらず、改良法第18条に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、改良法第18条の規定により当該改良住宅に入居させべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合は、第4条から前条までの規定を準用する。この場合において、第6条第1項第4号中「イ又はウ」とあるのは「又はウ」と、同号ア中「令第6条第5項第1号」とあるのは「住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号。以下「改良令」という。)第12条の規定により読み替えられた令第6条第5項第1号」と、同号ウ中「ア及びイ」とあるのは「ア」と、「令第6条第5項第3号」とあるのは「改良令第12条の規定により読み替えられた令第6

条第5項第3号」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。